

第 3 章

労働争議の調整等

第 1 節	労働争議の調整	41
第 1	<u>概 要</u>	41
第 2	<u>調整事件一覧</u>	44
第 2 節	個別労働関係紛争に係るあっせん	48
第 1	<u>概 要</u>	48
第 2	<u>個別あっせん事件一覧</u>	52
第 3 節	<u>労働争議の実情調査</u>	54
第 1	概 要	54
第 2	実情調査一覧	54

第1節 労働争議の調整

第1 概 要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱事件

平成30年に取り扱った調整事件の件数は10件で、前年（15件）に比べ5件減少した。

取扱件数10件は、すべてあっせん事件で、その内訳は、「前年からの繰越」が1件、「新規申請」が9件であった。

あっせん事件はすべて労働組合からの申請であった。

調整回数は7回で、前年（11回）に比べ4回減少した。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分	26年	27年	28年	29年	30年
前年からの繰越	5	5	3	2	1
新規申請	16	15(注)	14	13	9
計	21	20(注)	17	15	10
調整回数(回)	11	12	11	11	7

(注) 調整事件のあっせん、調停、仲裁の三つの手続のうち、平成27年に調停が1件新規申請があり、年内に終結したほかは、すべてあっせんとなっている。

(2) 調整事項別取扱項目数

取扱事件を調整事項別で見ると、調整事項数24項目のうち「一時金」が6項目で最も多く、次に「配置転換」が多くなっている。

表2 調整事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

調整事項	26年	27年	28年	29年	30年	
団交促進	10(3)	8(4)	10(1)	4(1)	1	
経営又は人事	人員整理	0	0	0	0	
	配置転換	0	0	0	1	3(1)
	解雇	5	8(2)	2(1)	3	0
	その他	2	0	1	3	4
賃金等	一時金	2(1)	2(1)	4(1)	4(1)	6
	退職一時金・年金	0	0	0	0	2
	解雇手当・休業手当	0	1	0	2	0
	その他	6(1)	1	2	3	5(1)
労働条件等	2	0	0	2	0	
その他	4	5(1)	5	9(1)	3	
計	31(5)	25(9)	24(3)	31(3)	24(2)	

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、調整事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「製造業」が5件で最も多く、次いで「建設業」が2件となっている。

従業員規模別で見ると、「10人以上49人以下」が4件で最も多く、次いで「100人以上299人以下」が3件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		年	26年	27年	28年	29年	30年
業 種	建設業		2	1 (1)	0	0	2
	製造業		6 (2)	6 (1)	3 (1)	5 (1)	5 (1)
	情報通信業		0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業		4	5 (1)	3	3	0
	卸売業、小売業		2 (1)	0	0	1	0
	金融業、保険業		0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業		1	1 (1)	0	1	0
	生活関連サービス業、娯楽業		0	0	0	0	0
	教育、学習支援業		2 (1)	2	4 (1)	4	1
	医療、福祉		1	2 (1)	0	0	1
	サービス業		1	3	5 (1)	1 (1)	1
	その他		2 (1)	0	2	0	0
	計		21 (5)	20 (5)	17 (3)	15 (2)	10 (1)
従 業 員 規 模	1～9人		2	1 (1)	0	0	1
	10～49人		5 (2)	7 (1)	4 (1)	4	4
	50～99人		2	5 (2)	5	3 (1)	3 (1)
	100～299人		6 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (1)	0
	300人以上		6 (2)	4	4 (1)	4	2
	計		21 (5)	20 (5)	17 (3)	15 (2)	10 (1)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

2 終結状況

(1) 終結区分別終結件数

平成30年に取り扱った調整事件10件は、8件が同年中に終結し、2件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が4件、「打切」が1件、「取下」が3件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、80.0%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	26年	27年	28年	29年	30年	
終 結	解 決	決	6 (3)	6 (2)	6 (1)	6 (1)	4 (1)	
	打 切	切	7 (1)	9 (3)	8 (2)	8 (1)	1	
	取 下	下	3 (1)	2	1	0	3	
	不 開 始	始	0	0	0	0	0	
	移 管	管	0	0	0	0	0	
	計			16 (5)	17 (5)	15 (3)	14 (2)	8 (1)
	解 決 率 (%)			46.2	40.0	42.9	42.9	80.0
翌 年 繰 越			5	3	2	1	2	

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申請に被申請者が応じない場合は「打切」に区分する。

(2) 所要日数別終結件数

終結事件を所要日数別にみると、「50日以上」が4件で最も多く、次いで「30日～49日」が2件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、56.5日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	26年	27年	28年	29年	30年
15 日 未 満			1	4 (1)	6	6	1
15 ～ 29 日			5	4 (1)	1	1	1
30 ～ 49 日			7 (3)	2 (2)	1 (1)	2	2
50 日 以 上			2 (1)	7 (1)	6 (2)	5 (2)	4 (1)
あっせん員指名前の取下			1 (1)	0	1	0	0
計			16 (5)	17 (5)	15 (3)	14 (2)	8 (1)
1件当たりの平均所要日数(日)			34.1	38.1	39.5	43.5	56.5

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す (いずれも初日から起算する。)。

3 平成29年12月1日申請分より、あっせんの開始決定後速やかにあっせん員を指名するよう運用を変更した。

第2 調整事件一覧

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
29-13	あっせん	製造業 (業務用機械器具製造業)	H29. 12. 22 (組合)	H29. 12. 22	未払賃金等	2	98	解決 (あっせん案) (H30. 3. 29)	酒井 西野 牧野

○申請までの経過

時間外手当が満額払われないことや不合理な異動や降格が行われていることについて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払や異動や降格について誠意をもって説明することを内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
30-1	あっせん	建設業 (内装工事業)	H30. 1. 18 (組合)	H30. 1. 18	夏期・冬期賞与の適正な支給等	1	41	解決 (あっせん案) (H30. 2. 27)	志治 畑 山本

○申請までの経過

人事評価が昨年と変わらないのに賞与の支給金額が減額になったことや、就業規則に則って時間外勤務手当が支払われないことについて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、賞与の評価方法や時間外勤務手当の算定基準の明確化や解決金の支払を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
30-2	あっせん	サービス業 (政治・経済・文化団体)	H30. 3. 5 (組合)	H30. 3. 6	労働協約の締結	0	114	取下げ (H30. 6. 27)	佐脇 畑 吉村

○申請までの経過

職場環境の改善、団体交渉のルール等を内容とする労働協約の締結について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合から、要求する内容の一部が認められたとして、あっせんを取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
30-3	あっせん	製造業 (化学工業)	H30.6.7 (組合)	H30.6.8	業績評価 の是正等	1	54	解決 (あっせん案) (H30.7.31)	成田 可知 松井

○申請までの経過

組合員の業績評価が不当に低く賞与も大幅に減額されるとともに、業務改善プログラムの受講を命じられ退職勧奨を受けたなどとして団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、業務改善プログラム受講に係る業務命令の撤回を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
30-4	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H30.6.20 (組合)	H30.6.20	研究費制度の一方的変更の撤回等	0	44	打切り (辞退) (H30.8.2)	渡部 伊藤 夏目

○申請までの経過

使用者が組合と十分な交渉をせずして新研究費制度を導入したとして、制度導入に係る交渉の継続等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
30-5	あっせん	製造業 (輸送用機械器具製造業)	H30.6.28 (組合)	H30.6.29	賃金増額 及び夏季一時金	0	8	取下げ (H30.7.6)	佐脇 牧田 牧野

○申請までの経過

ベースアップ及び夏季一時金の団体交渉のうち、一部組合員に係る賃金の引上げ及び夏季一時金の金額について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

組合から、不当労働行為救済申立をすることで、あっせんで取り下げの旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
30-6	あっせん	建設業 (設備工事業)	H30.7.17 (組合)	H30.9.20	和解協定書の順守	1	66	解決 (あっせん案) (H30.9.20)	酒井 大久保 吉村

○申請までの経過

過去の不当労働行為救済申立事件において、組合員を新規部署の担当とする等を内容とする和解協定書を締結したところ、使用者が新規部署を閉鎖し、組合員を別の部署に異動させようとしているなどとして団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合員が退職を希望したため、あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、退職条件を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
30-7	あっせん	医療、福祉 (医療業)	H30.8.7 (組合)	H30.8.9	慰謝料の支払等	0	27	取下げ (H30.9.4)	永井 西野 工藤

○申請までの経過

同僚から組合員についての事実と異なる告げ口を使用者に繰り返し行い、使用者は事実確認を行わないまま組合員を非難するなどしたため、組合員が精神的苦痛を受けて欠勤を余儀なくされたなどとして団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合から、自主交渉により解決したとして、あっせんを取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
30-8	あっせん	製造業 (業務用機械器具製造業)	H30.9.27 (組合)	H30.9.27	降格の撤回等	-	-	翌年へ繰越	渡部 可知 夏目

○申請までの経過

不合理な降格や異動、時間外勤務手当の未支給、不当な人事評価が行われているなどとして団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件 番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
30-9	あっせん	製造業 (業務用機械器具製造業)	H30.10.4 (組合)	H30.10.4	不当な人事評価の 撤回等	-	-	翌年へ繰越	渡部 可知 夏目

○申請までの経過

不当な人事評価が行われているなどとして団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

※各所要日数は調整員指名から終結までの日数。

第2節 個別労働関係紛争に係るあっせん

第1 概 要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱事件

平成30年に取り扱ったあっせん事件の件数は15件で、前年（10件）に比べて5件増加した。取扱件数15件の内訳は、「前年からの繰越」が2件、「新規申出」13件であった。申出者別では、すべて労働者からの申出であった。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	26年	27年	28年	29年	30年
前年からの繰越	4	0	2	3	2
新規申出	6	13	16	7	13
計	10	13	18	10	15

(2) あっせん事項別取扱項目数

取扱事件をあっせん事項別でみると、あっせん事項数38項目のうち「労働条件等」が11項目で最も多く、次いで「職場の人間関係」が多くなっている。

表2 あっせん事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

あっせん事項 \ 年	26年	27年	28年	29年	30年	
経営又は人事	解雇	4 (1)	5	9 (1)	5 (3)	3
	復職	0	0	1	0	0
	退職	3 (2)	1	1	0	0
	その他	2	1	1	1	5 (1)
賃金等	賃金未払	0	2	1	2	1
	賃金減額	0	1	1	0	0
	退職一時金	0	0	2	2 (2)	0
	解雇手当	0	1	3	2	1
	その他	0	1	1	2	7 (1)
労働条件等	0	2	5	5	11 (2)	
職場の人間関係	3 (1)	2	4 (1)	4	9 (2)	
その他	0	2	3	0	1	
計	12 (4)	18	32 (2)	23 (2)	38 (6)	

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、あっせん事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「製造業」及び「運輸業、郵便業」が各3件で最も多くなっている。

従業員の規模別で見ると、「300人以上」が9件と最も多く、次いで「100人以上299人以下」が3件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		26年	27年	28年	29年	30年
業 種	建設業	1	1	2	0	1
	製造業	3 (3)	3	0	2	3
	情報通信業	0	1	6	3 (2)	0
	運輸業、郵便業	1 (1)	1	2	1	3 (1)
	卸売業、小売業	1	0	0	0	1
	金融業、保険業	0	0	1	0	1
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	1	1	0	0	1
	教育、学習支援業	1	0	1	0	0
	医療、福祉	0	1	3	3 (1)	1
	複合サービス事業	0	0	0	0	0
	サービス業	1	2	0	0	1
	その他	1	3	3 (2)	1	3 (1)
	計	10 (4)	13	18 (2)	10 (3)	15 (2)
従 業 員 規 模	1～9人	1	0	3	1	2
	10～49人	0	5	3 (1)	1	1
	50～99人	4 (1)	0	1	0	0
	100～299人	4 (2)	3	5	3 (1)	3 (1)
	300人以上	1 (1)	5	6 (1)	5 (2)	9 (1)
	計	10 (4)	13	18 (2)	10 (3)	15 (2)

注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

2 終結状況

(1) 終結区分別終結件数

平成30年に取り扱ったあっせん事件15件は、13件が同年中に終結し、2件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が6件、「打切」が5件、「取下」が2件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、54.5%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	26年	27年	28年	29年	30年
終 結	解 決		3 (1)	2	4 (1)	7 (3)	6 (1)
	あっせん回数 (回)		5	2	4	7	8 (2)
	打 切		7 (3)	6	11 (1)	1	5
	取 下		0	3	0	0	2 (1)
	不 開 始		0	0	0	0	0
	計		10 (4)	11	15 (2)	8 (3)	13 (2)
	解 決 率 (%)		30.0	25.0	26.7	87.5	54.5
翌 年 繰 越		0	2	3	2	2	

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申出に被申出者が応じない場合は、「打切」に区分する。

(2) 所要日数別終結件数

終結事件のうち、あっせんを開始した事件を、あっせん員委嘱の日から終結の日までの所要日数別にみると、「30日以上」が11件で最も多く、次いで「10～19日」及び「20～29日」が各1件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、60.5日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数	年	26年	27年	28年	29年	30年
10 日 未 満		5 (1)	5	8	1	0
10 ～ 19 日		0	2	1	0	1
20 ～ 29 日		0	3	1 (1)	2 (2)	1
30 日 以 上		5 (3)	0	5 (1)	5 (1)	11 (2)
計		10 (4)	10	15 (2)	8 (3)	13 (2)
1件当たりの平均所要日数(日)		28.4	13.3	18.5	40.9	60.5

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 27年の計10件は、表4の27年の計11件のうち、それぞれ「取下」1件分があっせん員委嘱前のため未計上。

3 平成 29 年 12 月 1 日申請分より、あっせんの開始決定後速やかにあっせん員を指名するよう運用を変更した。

(3) 処理日数別終結件数

終結事件を、あっせん申出の日から終結の日までの処理日数別にみると、「30 日以上」が 12 と最も多く、次いで「10～19 日」が 1 件となっている。

終結事件 1 件当たりの平均処理日数は、63.1 日であった。

表 6 処理日数別終結件数一覧表

(単位：件)

処理日数 \ 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
10 日 未 満	0	1	0	0	0
10 ～ 19 日	2	4	6	0	1
20 ～ 29 日	1	3	1	0	0
30 日 以 上	7 (4)	3	8 (2)	8 (3)	12 (2)
計	10 (4)	11	15 (2)	8 (3)	13 (2)
1 件当たりの平均処理日数(日)	48.7	24.0	33.7	58.0	63.1

(注) ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

第2 個別あっせん事件一覧

事件番号	業種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事項	あっせん 回数	所要 日数	最終状況 (終結年月日)	あっせん員
29-P4	運輸業、郵便業	H29. 11. 29 (労働者)	H29. 12. 18	未払賃金等	2	74	解決 (あっせん案) (H30. 3. 1)	成田 可知 夏目
29-P5	公務	H29. 12. 20 (労働者)	H29. 12. 20	配置転換	0	56	取下 (H30. 2. 13)	永井 大久保 吉村
29-P6	製造業	H30. 1. 17 (労働者)	H30. 1. 17	損害賠償の 支払	1	71	解決 (あっせん案) (H30. 3. 28)	渡部 伊藤 牧野
29-P7	運輸業、郵便業	H30. 1. 29 (労働者)	H30. 1. 31	勤務変更の 応諾	0	29	打切 (辞退) (H30. 2. 28)	佐脇 牧田 工藤
30-P1	金融業、保険業	H30. 5. 7 (労働者)	H30. 5. 8	賞与及び災 害特別補償 の支払	0	30	打切 (辞退) (H30. 6. 6)	成田 河野 牧野
30-P2	製造業	H30. 5. 29 (労働者)	H30. 5. 31	正社員とし ての地位の 確認	0	75	取下 (H30. 8. 13)	永井 大久保 工藤
30-P3	医療、福祉	H30. 6. 15 (労働者)	H30. 6. 18	賃金の支払 等	0	68	打切 (辞退) (H30. 8. 24)	杉島 西野 中西
30-P4	製造業	H30. 6. 22 (労働者)	H30. 6. 25	勤務制限の 解除	1	58	解決 (あっせん案) (H30. 8. 21)	志治 河野 山本
30-P5	建設業	H30. 7. 9 (労働者)	H30. 7. 10	解雇に伴う 手続の実施	1	98	解決 (あっせん案) (H30. 10. 15)	佐脇 畑 牧野
30-P6	電気・ガス・熱供給・水道業	H30. 9. 5 (労働者)	H30. 9. 5	人事異動及 びパワハラ への対応	1	72	解決 (あっせん案) (H30. 11. 15)	永井 伊藤 工藤
30-P7	卸売業、小売業	H30. 9. 11 (労働者)	H30. 9. 13	解雇無効及 び地位確認	1	99	打切 (不調) (H30. 12. 20)	杉島 牧田 中西
30-P8	運輸業、郵便業	H30. 10. 1 (労働者)	H30. 10. 2	車両整備時 間の確保等	0	10	打切 (辞退) (H30. 10. 11)	志治 河野 松井

事件 番号	業 種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事 項	あっせん 回 数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
30-P9	サービス業	H30. 11. 6 (労働者)	H30. 11. 6	契約単価見 直し	1	46	解決 (あっせん案) (H30. 12. 21)	志治 畑 松井
30-P10	学術研究、専門・技術サービス業	H30. 12. 18 (労働者)	H30. 12. 18	パワハラに 対する慰謝 料	-	-	翌年へ繰越	成田 大久保 山本
30-P11	宿泊業、飲食サービス業	H30. 12. 20 (労働者)	H30. 12. 21	手当及びパ ワハラに対 する慰謝料	-	-	翌年へ繰越	酒井 西野 中西

(注) 所要日数はあっせん員委嘱から終結までの日数。

第3節 労働争議の実情調査

第1 概 要

労働争議の実情調査は、労働争議の争点、経過などを把握し、調整開始の際に、迅速かつ的確に処理するため実施しているもので、公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）のあったものを対象に行っている。

第2 実情調査一覧

平成30年に行った実情調査は27件で、その内容は以下のとおりであり、業種はすべて「医療業」であった。

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
1	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	178	賃金引上げと雇用の確保ほか 4項目	平成 29. 10. 18	平成 30. 1. 22	
2	南医療生協	〃	304	〃	〃	〃	
3	北医療生協	〃	280	〃	〃	〃	
4	医療法人名南会	〃	332	〃	〃	〃	
5	尾張健友会	〃	119	〃	〃	〃	
6	堀尾安城病院	〃	28	〃	〃	〃	
7	刈谷豊田総合病院	〃	1,547	〃	〃	〃	
8	南知多病院	〃	70	〃	〃	〃	
9	済生会病院	〃	120	〃	〃	〃	
10	みなと医療生協	〃	178	〃	平成 30. 2. 22	平成 30. 5. 14	
11	南医療生協	〃	304	〃	〃	〃	
12	北医療生協	〃	280	〃	〃	〃	有
13	医療法人名南会	〃	332	〃	〃	〃	
14	尾張健友会	〃	119	〃	〃	〃	
15	堀尾安城病院	〃	28	〃	〃	〃	
16	刈谷豊田総合病院	〃	1,547	〃	〃	〃	
17	南知多病院	〃	70	〃	〃	〃	
18	済生会病院	〃	120	〃	〃	〃	
19	みなと医療生協	〃	172	〃	平成 30. 10. 19		
20	南医療生協	〃	291	〃	〃		

番号	事 件 名	業 種	組 合 員 数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
21	北 医 療 生 協	医療、福祉 (医療業)	281	賃金引上げと雇用の確保ほか 4項目	平成 30. 10. 19		
22	医療法人名南会	〃	314	〃	〃		
23	尾 張 健 友 会	〃	112	〃	〃		
24	堀 尾 安 城 病 院	〃	28	〃	〃		
25	刈谷豊田総合病院	〃	1,524	〃	〃		
26	南 知 多 病 院	〃	62	〃	〃		
27	済 生 会 病 院	〃	120	〃	〃		